

徳島県告示第二百六十七号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和七年五月九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 契約に係る物品等の名称及び数量

自治研修センターほか三施設で使用する再生可能エネルギー電力（PPA方式）

調達期間における予定使用電力量の合計 一一、三一二、一四〇キロワットアワー

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県生活環境部サステナブル社会推進課

徳島市万代町一丁目一番地

三 契約の相手方を決定した日

令和七年三月二十四日

四 契約の相手方の氏名及び住所

大和リース株式会社

大阪市中央区農人橋二丁目一番三六号

五 契約金額

1 基本料金 設定しない。

2 太陽光発電電力使用単価（一キロワットアワー当たり）

(一) 徳島県自治研修センター 十六円四十六銭

(二) 徳島県立徳島商業高等学校 十六円四十六銭

(三) 徳島県立小松島高等学校 十六円四十六銭

(四) 徳島県立城ノ内中等教育学校 十六円四十六銭

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第一号